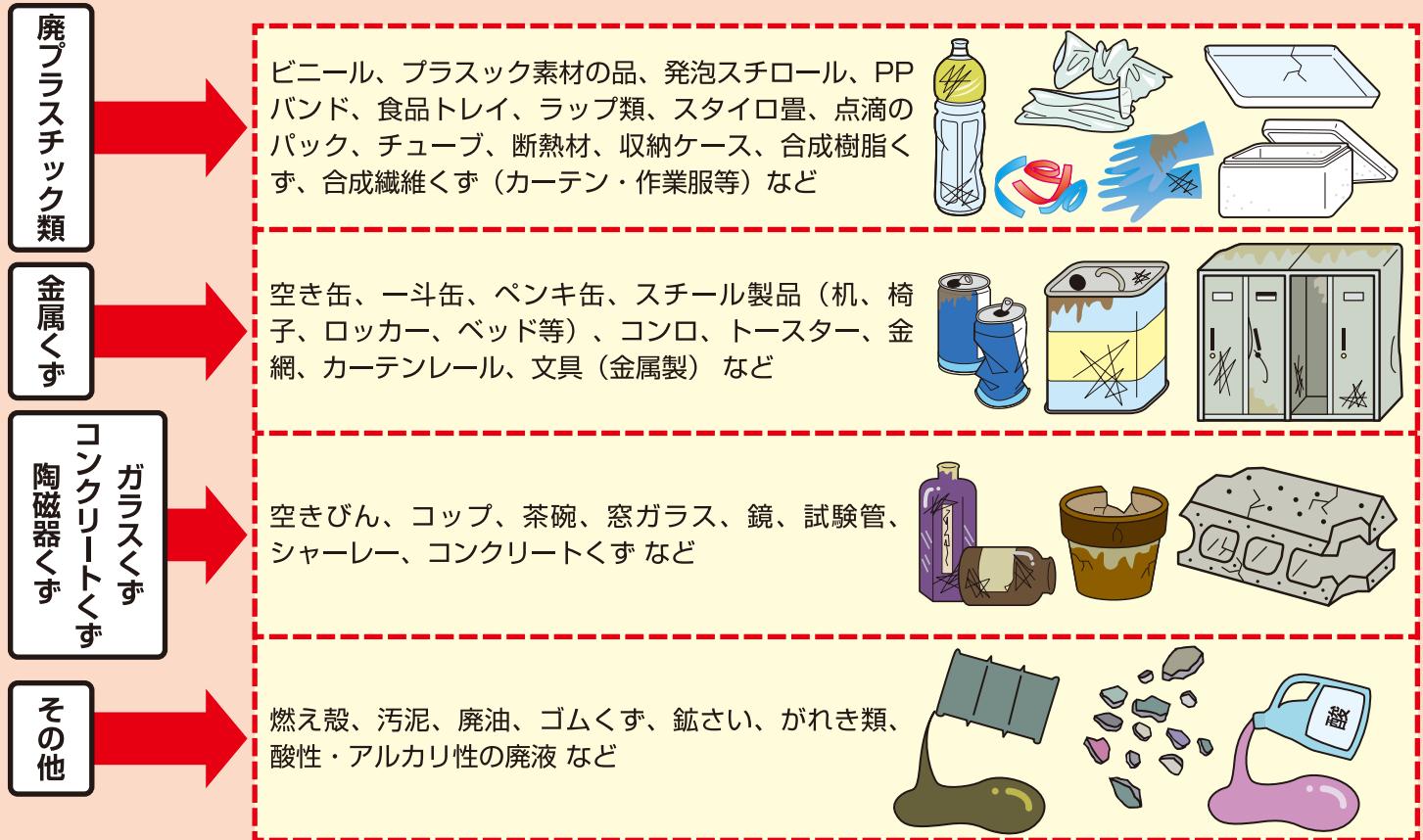


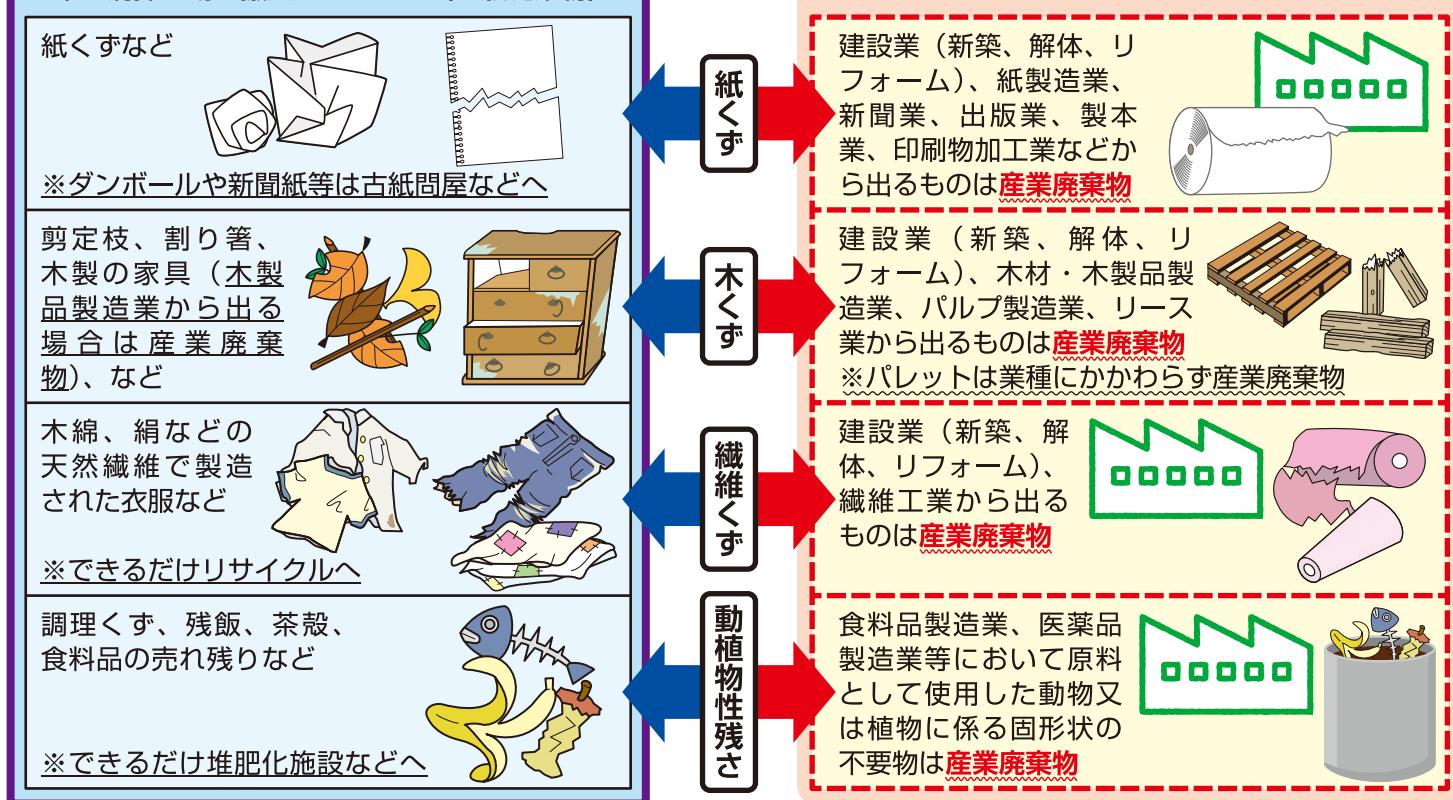
事業所ごみの適正排出にご協力ください

市の清掃工場に搬入できるものは、紙くずや生ごみ等の一般廃棄物です。事業活動に伴って生じた廃棄物のうち法令（廃棄物処理法第二条第4項）で定められた「廃プラスチック類」や「金属くず」、「ガラスくず」等は産業廃棄物となりますので、産業廃棄物処理業許可業者に処理を依頼してください。

■市の清掃工場に搬入できないもの（産業廃棄物）



■市の清掃工場に搬入できるもの（一般廃棄物）



～事業系ごみの展開検査を実施しています～

鹿児島市は、事業系ごみの減量化に向けた取組みを強化するため、清掃工場（北部・南部）で展開検査を実施しています。ごみの適正排出・減量化にご協力ください。



▲検査風景。職員が手作業で、ごみの内容物を検査しています。▲

■展開検査で発見された不適正排出物（以下のものは清掃工場に搬入できません！）



PP バンド（産業廃棄物）



ビニール手袋（産業廃棄物）



プラケース（産業廃棄物）



フレコンバッグ（産業廃棄物）



金網（産業廃棄物）



磁器ディスク（産業廃棄物）



スタyro畳（産業廃棄物）



フロアマット（産業廃棄物）



ダンボール（資源物）



汚れた缶・びん（産業廃棄物）



汚れたプラス容器（産業廃棄物）



中継ボックス（産業廃棄物）



食品工場（食料品製造業者）から
排出された野菜くず

食料品製造業者から排出される「動植物性
残さ」は「産業廃棄物」となりますので、
市の清掃工場に搬入することはできません！

※スーパー等の小売店（食料品製造事業者以外）から排出される
場合は、一般廃棄物となり、市の清掃工場への搬入は可能

リサイクル適性の表示：紙へリサイクル可